

<メディアウオッチ> 秘密保護法訴訟の原告団に参加して見える風景

2014年3月19日 上出 義樹

フリーランス記者ら数十人が違憲確認など求め集団提訴へ

国民各層から厳しい批判や危惧の声が広がるなかで昨年末に国会で強行採決され、成立した特定秘密保護法に対して、フリーの記者・編集者ら数十人が国を相手取り、「フリーランス表現者」の名のもとに違憲・無効の確認と法施行の差し止めなどを求める集団訴訟の準備を進めている。東京地裁に3月28日に提訴する予定で、私もこの訴訟の原告団に参加している。訴訟の当事者になるのは人生で初めてだが、組織に守られたマスメディアの記者とは異なる取材活動の苦労をさまざまな形で経験しているジャーナリストたちからは、いろいろ教えられるところが少なくない。本稿ではその一端も披瀝しながら、私たちが準備している秘密法訴訟とはどのようなものなのかを、かいつまんで報告したい。

北海道や関西、九州などからの原告団参加も

訴訟を起こすのは、警察権力などの不正や横暴に鋭いメスを入れる東京在住のジャーナリスト寺澤有氏（47）らと呼ばいかけ人とするフリーランスの記者、編集者、映像ジャーナリスト、写真家、映画監督らで3月19日現在、北海道や関西、九州などの在住者を含め40人余が原告団に参加。提訴までにはさらに原告が増えるものとみられる。

特定秘密保護法は、既に多くのメディアが詳しく報じている通り、本来の立法目的とされた軍事や外交分野の「秘密」にとどまらず、国民生活や人々の社会活動全般に網をかけ、プライバシーの権利や学問の自由、報道・取材の自由など、憲法が保障する基本的人権を広範囲に侵害する懸念が指摘されている。

「報道従事者」の法規定から除外される懸念

同法に反対する記事やニュースが増え始めた昨年秋の段階ではマスメディアは報道・取材の自由が脅かされる問題を大きく取り上げた。その後同法22条に、「報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない」として、「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為」が「法令違反または著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする」と、処罰対象から除外される条項が盛り込まれた。しかし、これらの条項は解釈次第で実際の法運用がいかようにも左右される規定であり、情報源である国家公務員らの「委縮」を含め報道の自由に対する懸念は払拭されていない。

とくに、マスメディアの組織に所属しないフリーランスの記者らが「出版又は報道の業務に従事する者」に当たるという明確な保証は何もない。研究者や市民活動家らが機密に関わる軍事・外交や原発問題の発信を行う場合なども同じ懸念が付きまとう。

「警察はフリーランスを記者と認めず取材も拒否」

今回の集団訴訟は、同法が憲法の平和主義や国民主権の原理に反していることなどを主張すると同時に、フリーランスの記者・編集者らが「報道の従事者」に当たることを認めさせることも、提訴の大きな目的である。この3月15日には東京都内で原告団のお披露目を兼ねた勉強会を開催したところ、朝日新聞が3月10日付夕刊社会面で今回の訴訟のことを大きく報じてたこともあって、同法に関心を持つジャーナリストや一般の市民らが多数参加。会場でも何人かが原告団に参加してくれた。

勉強会では、「警察はフリーランスを記者とは認めず、取材にも応じない」「『報道の従事者』は結局、お上によって選別されてしまう」など、原告団のメンバーたちから日ごろの取材体験に基づく報告が行われた。

全国各地での秘密法訴訟のうねりを期待

呼びかけ人の寺澤氏は2000年にいわゆる盗聴法（通信傍受法）の施行直前、同法の差し止め訴訟を起こし、裁判係争中の1年間余は、同法による盗聴が行われなかった。

寺澤氏は秘密法訴訟についても「多くの人が声を上げ、行動を起こすことで世論を盛り上げるとともに、多少なりとも悪法の実施を抑制することにつながる」と、その意義を説明。担当弁護士ともども「今回はフリーランス表現者による提訴だが、全国各地でさまざまなグループによる同様の訴訟が次々に起き、大きなうねりになることを期待している」と語っている。

同訴訟原告団への参加費は5千円。問い合わせは寺澤氏（電話090・8502・8277）へ。

（かみで・よしき）北海道新聞社で東京支社政治経済部、シンガポール特派員、編集委員などを担当。現在フリーランス記者。上智大大学院博士後期課程（新聞学専攻）在学中。